



# くりはら 市議会だより

第57号

平成30年8月1日



一般会計補正予算 **6429万円追加** 2

常任委員会 付託議案審査報告 4

一般質問 まちづくり18人登壇 7

「私もひとこと」

松田 久義さん(一迫)・菅原 やすこさん(瀬峰) 16

南くりにま高原一迫ゆり園  
(道根高校写真部提供)



## 補正予算

栗駒国定公園指定50周年  
記念事業費を追加

## 専決処分

6月定例議会において、市長から提案された専決処分の承認、補正予算、条例、諮問など24議案は、すべて原案のとおり全会一致で承認または可決しました。

また、平成30年度一般会計予算は6429万円を追加し、総額444億4429万円になりました。

6月定例議会では平成29年度の一般会計予算を1億2998万円減額し、総額465億3722万円とする「専決処分」の承認を求められました。審査の結果、議会は全会一致で承認しました。

## 【歳入の主な内容】

県支出金1927万円、財政調整基金繰入金3520万円、諸収入485万円、市債350万円の追加などです。

## 【歳出の主な内容】

総務費では、一般コミュニティ助成事業助成金430万円、民生費では、築館デ

給湯設備改修工事負担金2705万円、災害就学援助費326万円、災害援護資金貸付金350万円を追加しました。衛生費では、し尿処理施設整備調査業務委託料500万円を追加しました。農林水産業費では、経営体育成支援事業補助金656万円、担い手確保・経営強化支援事業補助金

946万円を追加しました。商工費では、栗駒国定公園指定50周年記念事業費140万円を追加しました。国民健康保険特別会計は、歳入を組み替え（予算増減なし）、総額81億800万円に、介護保険特別会計は、840万円を追加し、総額99億2040万円にすることを可決しました。

## 【歳入の主な内容】

市税5300万円、地方消費税交付金2億2001万円、地方交付税4億4894万円の追加、繰入金7億5335万円、市債6410万円の減額などで総額1億2998万円の減額です。

## 【歳出の主な内容】

総務費では、旧一迫総合支所庁舎解体、若柳総合支所構内道路等工事請負費精査で3671万円の減額。民生費では、国民健康保険特別会計繰出金785万円の追加、児童手当費3624万円、放課後児童クラブ事業委託料1107万円の減額など。衛生費では、各種検診等委託料2849万円などの減額。農林水産業費では、環境保全型農業直接支払交付金など農業振興

費4868万円の減額。商工費では、栗駒地区商店街等誘客施設建設工事費など916万円、交付金事業など精査により5808万円の減額。土木費では、橋梁長寿命化対策事業測量設計業務等委託料335万円の追加、市道橋長寿命化対象事業、市道整備工事請負費208万円の減額など。教育費では、幼稚園費一時預かり事業委託料617万円の追加、築館多目的競技場整備工事請負費2054万円の減額。災害復旧費では、農業用施設災害復旧工事費などで133万円、道路橋りょう災害復旧工事請負費などで350万円減額。公債費では、繰越事業の確定により、長期債元金及び利子償還金3461万円減額などで歳出総額1億2998万円の減額です。



長寿・健康増進講師派遣事業

55万円

生活の中に運動を取り入れる高齢者を増やし、運動器（筋肉・骨・関節）の機能低下を防ぎ、健康の保持・増進と健康寿命の延伸に繋げるものです。

栗駒国定公園指定50周年記念事業費  
140万円

栗駒山は、国定公園指定50周年を迎え、8月11日「山の日」に記念式典を行い、いわかがみ平をフィールドに、栗駒山の交流人口拡大を目指します。

# 条例

6月定例議会で可決した、条例改正について  
主な内容をお知らせします。



結核病棟が増設される栗原中央病院完成予想図

## 職員定数条例の一部改正

平成31年4月に移管される結核病棟の運営に伴い、病院事業の職員の定数を453人から471人に改め、全体の職員定数も改めます。  
施行日 平成31年4月1日

## 国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険の都道府県単位化に伴い税率を1世帯当たり17・08%引き下げるほか、課税方式の算定基準から資産割を除き、所得割、均等割、平等割の3方式に改めます。  
施行日 平成30年6月26日  
(平成30年度分から適用)

## 福祉型児童発達支援センター条例の一部改正

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴い、引用条項を改めます。  
施行日 平成30年6月26日

## 生活センター条例の一部改正

栗駒文字生活改善センターを老朽化のため解体し、自治会が集会施設を建設、所有することから当該生活センターを用途廃止するため改正を行います。  
施行日 規則で定める日

## 病院事業の設置等に関する条例の一部改正

栗原中央病院の診療科目に「呼吸器内科」を追加し、「神経内科」から「脳神経内科」へ科目名称を改めます。  
施行日 平成30年7月1日

結核病棟の運営に伴い感染症病床1床、結核病床28床を加えます。  
施行日 平成31年4月1日

## 市立学校設置条例の一部改正

学校再編計画に基づき、高清水中学校と瀬峰中学校を廃止し、栗原南中学校として開校するため改正を行います。  
施行日 平成31年4月1日

## 税条例等の一部改正

専決処分の承認 以下の5条例は、法律・政令・省令が改正され平成30年4月1日から施行されています。  
平成33年度分個人市民税から給与所得・公的年金等の控除額を引き下げ、基礎控除額を引き上げます。  
土地に係る負担調整措置を3年間延長するほか、生産性向上特別措置法に基づき中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税を3年間「0」にする特別措置を設けます。  
たばこ税率を、平成30年10月1日から段階的に引き上げます。  
施行日 平成30年4月1日

## 国民健康保険税条例の一部改正

医療給付費分の課税限度額を54万円から58万円に引き上げ、国民健康保険課税限度額を93万円とするほか、軽減措置に係る判定所得の算定基準額の引き上げを行います。  
施行日 平成30年4月1日

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正

地域再生法に基づく企業進出に対する固定資産税の優遇制度の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長します。  
施行日 平成30年4月1日

東日本大震災による災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部改正

政令の一部改正により、災害援護資金の貸付け期限を平成31年3月31日まで1年間延長します。  
施行日 平成30年4月1日

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

放課後児童支援員の資格要件を明確化するとともに、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者を追加します。  
施行日 平成30年4月1日